

- 1 議案名 文化財の指定の諮問について
- 2 提案理由 別紙のとおり、県指定文化財として2件の申請があったので、文化財の指定について、徳島県文化財保護審議会に諮問したい。
- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第 8条
同 第24条

(指定申請文化財)

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
有形文化財 (古文書)	織原家文書	18通	阿南市橋町西浦13 --1	織原 英文

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

文化財の保護に関する条例施行規則 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定申請)

第七条 条例第八条第一項の規定による指定を受けようとする者は、様式第一号による申請書を徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、キヤビネ型写真二葉及び位置説明図を添えるものとする。
- 3 申請者が所有者以外の者である場合には、申請書に所有者の同意書を添えるものとする。

徳島県文化財指定基準 (抜粋)

【古文書の部】

- 1 古文書類は、本県の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵図・系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、本県の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、本県の歴史上特に意義のあるもの

県指定有形文化財（古文書）

「織原家文書」（おりはらけもんじょ） 18通（中世文書）

所有者 織原 英文

概 要

織原家文書は、阿南市橘町に所在する海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する文書で18通ある。そのうち14通が阿南市の文化財に指定されている。海正八幡神社は、『徳島県神社誌』によると万寿年間（1024～1027年）に創建され、文永6年（1269年）織原刑部丞実成が現在地に移転したといい、織原家が代々神職をつとめていることがわかる。

織原家文書の内容としては、鎌倉時代末期の元享2年（1322年）から、細川頼之が室町幕府の管領として実質的に政権を掌握していた応永17年（1410年）までの、社領荘園と神主職に関するものであり、「橘八幡宮神主職并免田」の宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどである。ここから折原氏（中世表記）の神主職獲得の経緯、及びその背景にある在地状況が窺える。

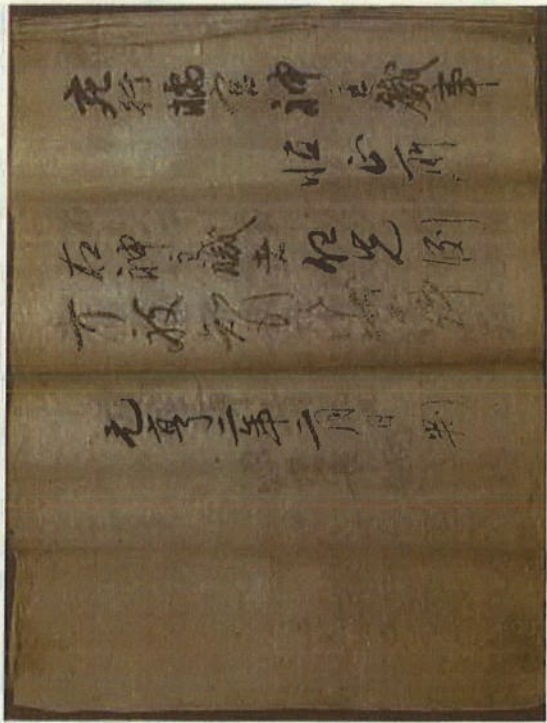
寛文（1661～1673年）初年に織原家側の事情により、橘浦の加子（水夫）である孫左衛門と二人で神主を務めていたことが分かる。元禄年間（1688～1704年）に織原氏から孫左衛門方に古文書13通が預け置かれる際に、織原家で文書の写が作成される（9通存在）。文化年間（1804～1818年）、伊勢の御師の言により、孫左衛門家で文書焼却事件が発生したと言いつたえられている。

織原家が所有する18通の中世文書の内、9通は孫左衛門方に預け置く際に作成された写しで、残りの9通は原文書で織原家に残されたものであると考えられる。

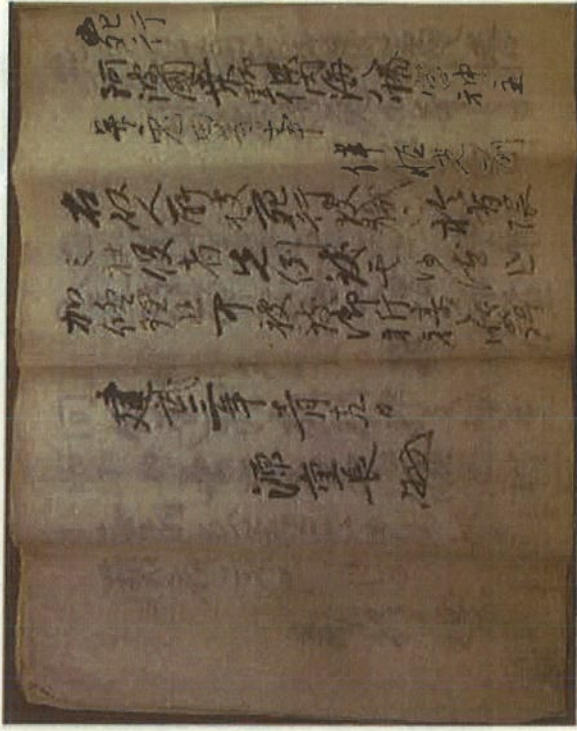
江戸時代、織原家では写しが複数作成されていた。また、明治23年（1890年）の「ちようこざつしやう徴古雑抄」の著者であるすぎむら小杉楡村による調査でも、織原知春氏と二男の金吉氏がさらに全部の写しを作成したと考えられ、現在は、数々の写しが存在するが、原型となるのは、前述した9通の一綴の写しと、一紙文書だと思われる。

この文書は、徳島県内に残る中世文書は少なく、特に14世紀前半から15世紀前半の在地関係の詳細を伝える。

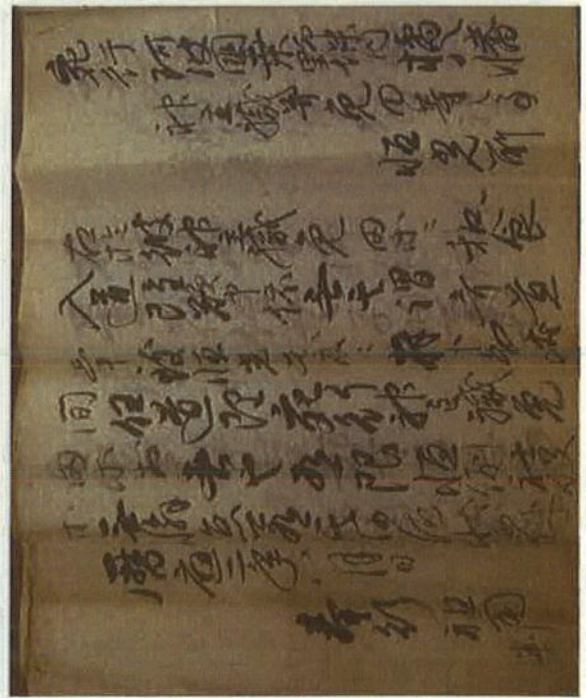
1 某宛行状写



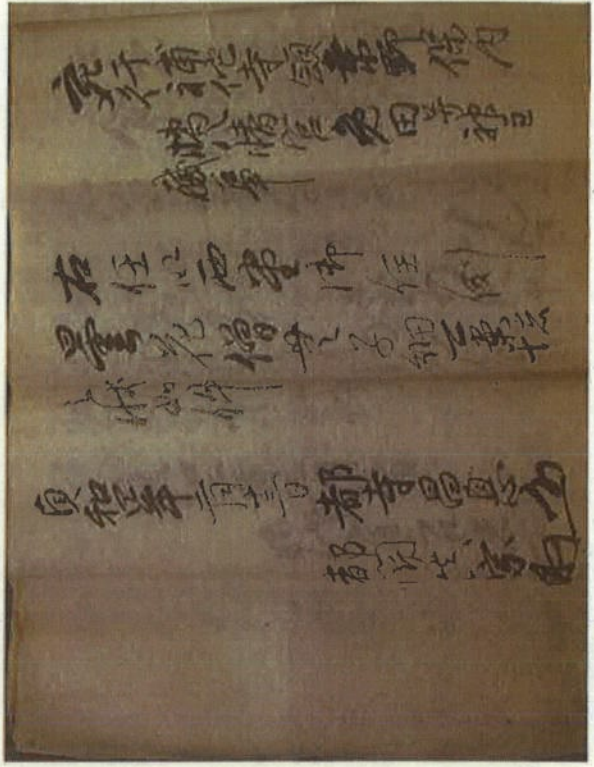
2 源重長宛行状



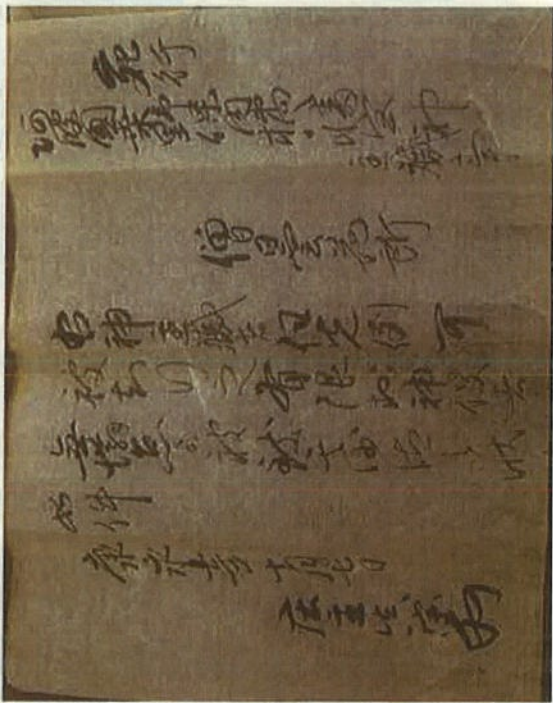
3 奉行祖用宛行状



4 都聞真宗・都寺昌恩安堵状



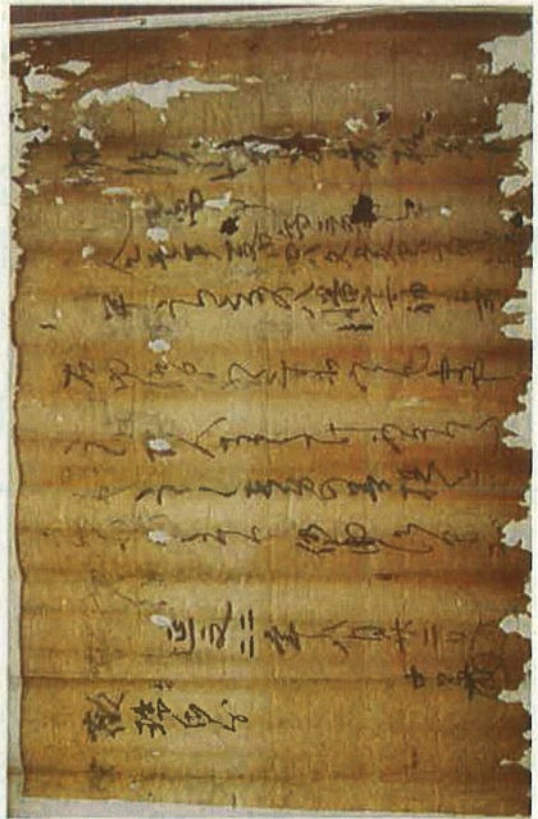
9 庄主真宗宛行状



10 某言上状案



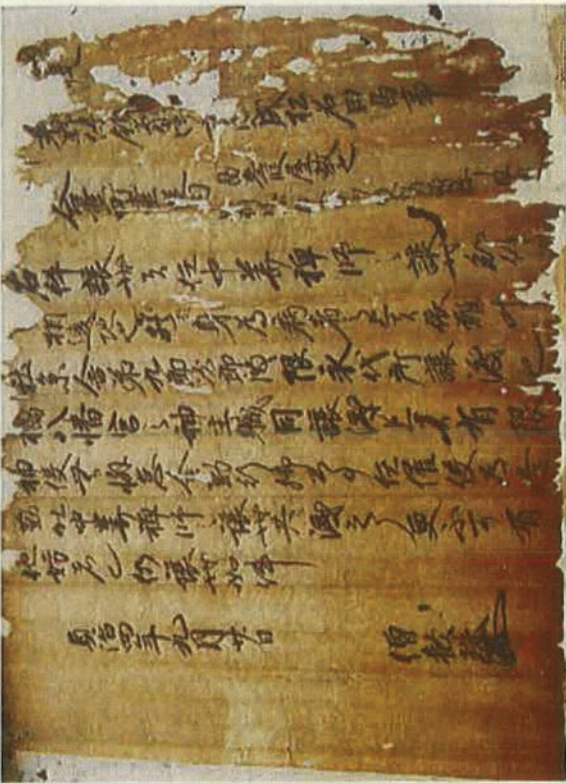
11 中華議状



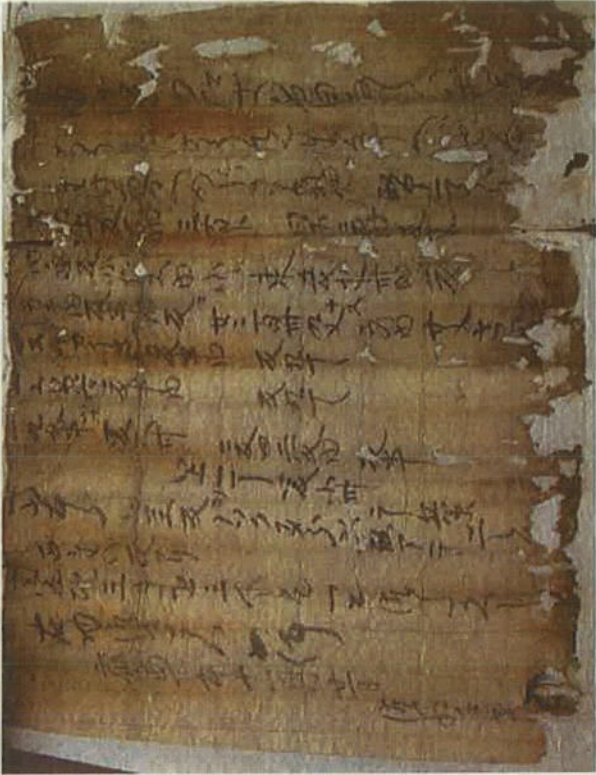
12 敬珠契約状



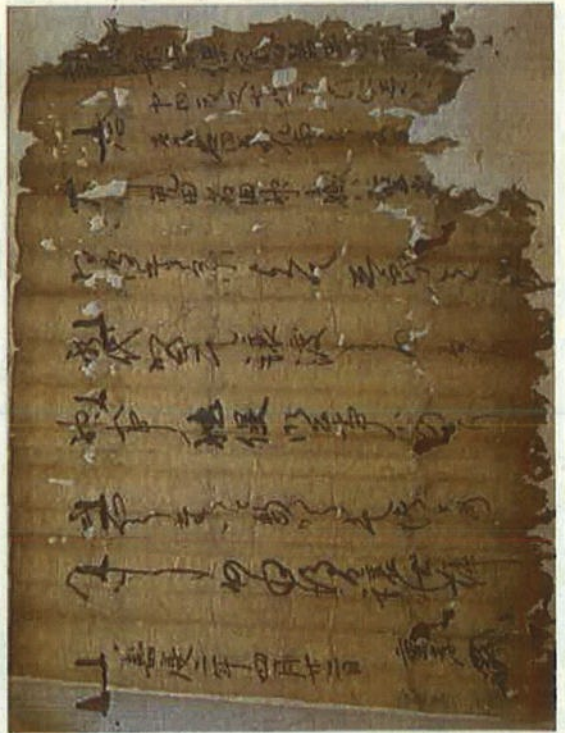
13 敏珠議状



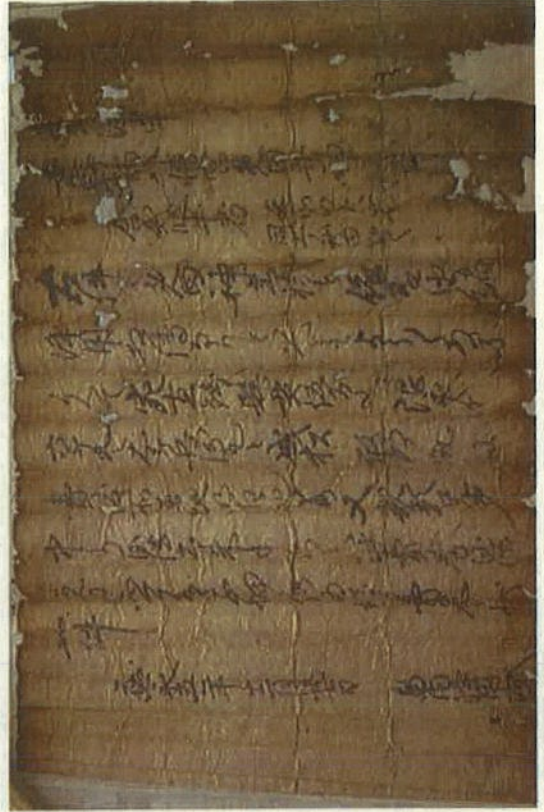
14 つね口け議状



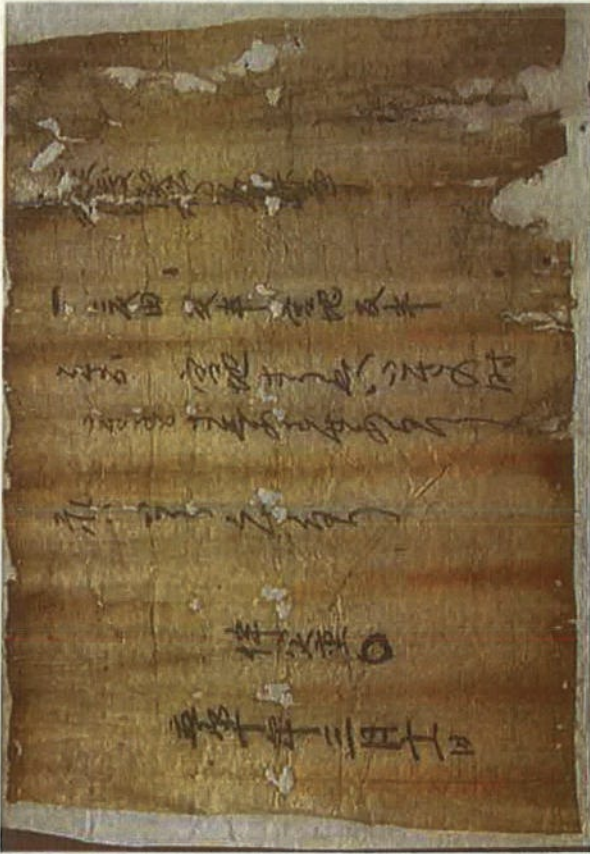
15 重孝議状



16 畠内浄用売券

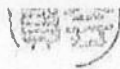


17 伴実重議状



18 折原又五郎・つる法師出拳米請文





意見書

阿南市教育委員会

教育長 新居 正秀



織原家文書は海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する18通の中世文書で、うち14通が昭和43年に阿南市の文化財に指定されている。

内容としては橘八幡宮の神主職や神主がもらう免田に関する、宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどであり、細川氏による阿波国支配の始まりと密接に関わる折原氏の神主職獲得の経緯、およびその背景にある在地状況がうかがえる。

寛文年間に、織原家は橘浦の加子である孫左衛門と2人で神主を務めており、そのため元禄年間に織原氏から孫左衛門方に古文書13通が預けられた。その際に、織原家で孫左衛門方に預けた13通の文書の写が作成され、そのうちの9通が存在している。(孫左衛門家に預けられた13通の文書はすべて焼失している。)つまり織原家が所蔵する18通の文書のうち、9通は写である。

織原家文書は、県内の歴史に関わる中世文書であり、とくに14世紀前半～15世紀前半の在地関係の詳細が分かる点でも貴重なものであるといえる。

担当課 阿南市市民部文化振興課

徳島県指定有形文化財申請書

一 種類、名称及び員数

織原家文書 一八通

二 所在の場所

阿南市橋町西浦十三一一

三 所有者の氏名又は名称及び住所

織原 英文 阿南市橋町西浦十三一一

四 管理者又は占有者の氏名又は名称及び住所

織原 英文 阿南市橋町西浦十三一一

五 年代

元亨二年（二三三二）～応永十七年（二四一〇）

六 形状

織原家文書の総数は十八通であるが、九通ずつ少し異なった形で伝来している。その内九通は、一括して右端を綴じられており、一綴りの形で、残りの九通は一紙文書で伝来している。

七 品質（※文中の番号は別紙法量表の番号）

織原家文書は紙本墨書文書である。一番から九番までの一綴りの文書は江戸時代に作成された写である。なお、一番の文書は、某宛行状写である。その他の文書の詳細については、別紙参照。また、十番から十八番までは一紙文書で原文書である。十番以降は裏打ちをしてあるが、損傷しているものもみられる。

八 法量

別紙参照

九 作者、伝来

織原家文書は海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する文書で十八通ある。そのうち十四通が阿南市の文化財に指定されている。時代としては鎌倉時代末期の元亨二年（二三三二）年から南北朝時代が終わり、阿波出身の細川頼之が室町幕府管領として実質的に政権を掌握していた応永十七（二四一〇）年まで、八十九年間

及ぶもので、社領荘園と神主職に関する文書である。

寛文年間（一六六一～一六七三）に、織原家側の事情により、橘浦の加子である孫左衛門と二人で神主を務める。元禄年間（一六八八～一七〇四）に織原氏から孫左衛門方に古文書十三通が預け置かれる。その際に、織原家で文書の写が作成される（九通存在）。文化年間（一八〇四～一八一八）、伊勢の御師の言により、孫左衛門家で文書焼却事件が発生したと言われている。

織原家が所有する十八通の中世文書の内、九通は、孫左衛門方に預け置く際に作成された一綴りの写で、残りの九通は原文書で孫左衛門方に預け置かれず、織原家に残されたものであると考えられる。

明治二十三年（一八九〇）には、織原知春氏と二男の金吉氏がさらに全部の写を作成。現在、数々の写が存在するが、原型となるのは、前述した九通の一綴りの写と九通の一紙文書の原文である。文書の作者については別紙表参照

十 その他参考となるべき事項

阿南市指定文化財 「織原家文書」

『阿南市史 第一巻』 昭和六十二年 阿南市市史編さん委員会

『徳島県史 第二巻』 昭和四十一年 徳島県史編さん委員会

「阿南市海正八幡神社所蔵貞和三年三月『某申状草案』」『四国中世史研究』第三号 平成七年 福家清司

『徳島県の歴史』山川出版社 平成十九年 石踊胤央・北條芳隆・大石雅章・高橋啓・生駒佳也

「阿波橘八幡宮神主職と在地勢力―「織原家文書」の分析を通して―」『四国中世史研究』第十四号 平成二十九年

右のものを、徳島県指定有形民俗文化財に指定して下さるようお願いいたします。

平成三十年 一月 三十日

申請者 住所 阿南市橘町西浦十三一一

織原 英文



徳島県教育委員会殿

「織原文書」一覧

文書名	発給年月日	西暦	差出	(宛所)	寸法縦(mm)	寸法横(mm)	備考
1 某宛行状写	元亨2年2月日	1322		恒正	248	338	橋宮
2 源重長宛行状	建武3年11月19日	1336	源重長	伴恒光			海八幡宮
3 奉行祖用宛行状写	暦応2年8月日	1339	奉行祖用	恒光			
4 都聞真宗・都寺昌恩増状	貞和4年2月13日	1348	都聞真宗・都寺昌恩	曇花僧			補佐(陀)寺領桑野保内
5 代官良光寄進状	貞和2年3月3日	1346	代官良光	(はちまんのミあかし田)			
6 都管周温預状	延文元年9月2日	1356	都管周温	折原刑部丞			免田1町を折原刑部丞に預け置く
7 上使中祚・庄主周温蒞状	康安元年9月9日	1361	上使中祚・庄主周温	歎珠蔵主			任中華禪師議状…為後訴。上使？
8 代官行福寄進状	応安2年2月日	1369	代官行福				
9 庄主真宗宛行状	康永2年10月7日	1343	庄主真宗				
10 某言上伏案	貞和3年3月	1347			240	265	前・上部欠 残存部分 のみ 裏打ちアリ ・地頭源重長 ・先地頭山田彦太郎、代官首藤又二郎入道。入道祖父、桑野保 を追い出される ・長崎禪門管領、代官有田太郎、又代官門西入道。門西と相澤和 食入道。 ・元徳2年(1330)頃、和食入道掠取 ・然者恒正恒光曇花敢于今重代無相違上者…此事自天龍寺僧 御口人候上者、殊更不可有等閑之儀候云々
11 中華議状	延文4年8月22日	1359	中華	歎珠	275	381	下部虫喰 裏打ちアリ 成松名内田畠事 合一丁一反内…并たちはなの八幡宮神主式
12 歎珠契約状	貞治3年2月7日	1364	歎珠	刑部	300	368	裏打ちアリ 歎珠と刑部が兄弟契約し、談合と半分負担をもって神事全う。
13 歎珠議状	貞治4年9月20日	1365	歎珠	舍弟九郎次郎	294	352	虫損 裏打ちアリ 病身で社参叶わず、舎弟に譲渡。桑野保領家御方内成松名内田 畠事 合意即壹反内…橋八幡宮神主職…中華禪師之議状共二 渡之了
14 つね口け議状	応安7年11月21日	1374	つね口け		263	310	上部切断 虫損、 裏打ちアリ
15 重孝議状	嘉慶2年4月22日	1388	重孝	志郎とく松	295	332	裏打ちアリ 桑野保宮谷若王子[]免田・名田・神主職
16 畠内淨用売券	応永5年12月27日	1398	畠内淨用	六斗丸之太郎・成松之刑部	307	417	裏打ちアリ 由緒により相伝の橋八幡宮免田・神主職(二段半)を永代売渡。
17 伴実重議状	応永10年3月11日	1403	伴実重		239	302	裏打ちアリ 成松の名田跡
18 折原又五郎・つる法師出奉米請文	応永17年7月27日	1410	折原はつし又五郎・つる法師重	折原成松蔵円	305	413	裏打ちアリ 出奉米借り受けの形に重を差出し。折原一族内で階層分化か。

(指定申請文化財)

種 別	名 称	員 数	所 在 地	保 持 者
無形文化財 (工芸技術)	阿波藍の注染		徳島市佐古七番町9 番12号	古庄 紀治

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第四章 県指定無形文化財

(指定申請)

第三十一条 条例第二十四条第一項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十二号による申請書にキャビネ型写真二葉を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体(以下「保持者等」という。)以外のものである場合は、申請書に保持者等の同意書を添えなければならない。
- 3 県指定無形文化財の保持者の認定書は、様式第十三号によるものとする。

文化財の保護に関する条例施行規則 (抜粋)

第四章 県指定無形文化財

(指定等)

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行ふ。

5 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第三項および第四項の規定を準用する。

徳島県無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準 (抜粋)

第1 無形文化財の指定基準

【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第2 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

【工芸技術関係】

保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

県指定申請無形文化財（工芸技術）

「阿波藍の注染」

【概要】

徳島県の地理的、気候的条件に適した藍染料薬の製造は、江戸時代に徳島藩の奨励政策とともに発展し、藩の経済を支える重要な産品となった。古庄家は徳島県板野郡古川の庄屋で、慶応時代に曾祖父鉄蔵が阿波藍専用の紺屋を創め、祖父兵次郎がこれを継承し、昭和3年まで徳島市富田浦で操業していた。藍染めには良質の水が必要であることから、四季を通じて安定した地下水が確保できる現在の地に工場を移転し、父理一郎が昭和24年に工場を再建した。理一郎は県指定無形文化財「純正藍の注染」（昭和52年指定、死去により平成11年指定・認定を解除）の保持者として認定され、阿波藍の天然発酵建てと注染の技法を大成した。

注染は江戸時代の終わり頃から始まった糊防染法で、木綿の手ぬぐいや浴衣などを染める際に用いられた日本にしかない染色技法である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能で、生地を表裏を同じ模様で染めることができる。注染ができる工房は全国でも限られるが、古庄家はその中でも唯一天然発酵建てによる阿波藍の注染を行っている。

阿波藍の注染の工程は大きく①天然発酵建てによる藍建て ②防染糊の調整 ③糊置き ④染色 ⑤水洗い ⑥後処理(あく抜き)の6つに分かれる。

紀治氏は昭和48年から染色工として父に師事し、父と共に阿波藍の天然発酵建ての再興を図り、注染の技法を継承しただけでなく、途絶えていた絹染めの技法をも再興させた。昭和58年より小松島西高等学校講師として長年教育活動に取り組み、工場においても後継者の育成に努めている。平成10年には国選定卓越技能賞「現代の名工」に選ばれ、平成21年には徳島市指定無形文化財(工芸技術)「阿波藍の注染」の技術保持者として認定されている。

〈阿波藍の注染の技法〉

1 阿波藍の天然発酵建て法

- 1日目：すくも1.5俵を鉄製釜に入れ、湯（60℃）200ℓを加え攪拌し12～24時間置く。
- 2日目：水酸化ナトリウム300g、貝灰100g、ブドウ糖200g、湯（60℃）150ℓを追加。
- 3日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰50g、ブドウ糖100g、湯（60℃）100ℓを追加。
- 4日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰50g、ブドウ糖100g、湯（60℃）100ℓを追加。
- 5日目：水酸化ナトリウム200g、貝灰100g加え、藍建てを完了する。

仕込み後は発酵を促すために毎日朝夕2回攪拌する。発酵が進むにつれ、アンモニアの臭いもきつくなり、液表面に紫金色の斑点が現れ始める。発酵の状態に合わせてアルカリ分、糖分を添加し、約1週間で藍建てが完了となる。以後はpH10.5～11.5、液温33℃～35℃を保つように管理を行う。

2 防染糊の調整

ボール大に水約3ℓを入れ、ベントナイト約1ℓ、DHS約2ℓ、ふのり約1.4ℓを混入し、攪拌機で攪拌する。一晩置いた後、再度よくねり合わせる。

3 糊置き

- (1) 糊置台の上に当て布を置き、型紙を布に合わせて、ヘラで防染糊を置く。1枚毎に折り返しながら、4層になるまで同じ作業を繰り返す。
- (2) 下準備した布を糊置台に乗せ、型紙を布に合わせて、ヘラで防染糊を置く。1枚毎に折り返しながら、13層になるまで糊を置く。
- (3) 防染後の布の上から当て布を置き、同じように当て布が4層になるまで防染糊を置く作業を繰り返す。当て布を上下に挟むことで、布を保護することができる。



4 注染

- (1) 糊置きした布を注染台に乗せ、鉄製の枠で布を囲み土手を作る。
- (2) 糊置き台から注染台に移動した際に布の間に空気が入るため、全体を砂袋でならし、調整する。砂袋は細部まで調整しやすい。
- (3) 鉄製釜から注染用ドビンに藍液をくみ取り、注染台の布に上から注ぎ込む。
- (4) 藍液が布に自然に浸透するのを待ち、注染台内部の空気口から空気を吸引し、布を空気に触れさせて発色を促す。
- (5) 布を折り返している部分は空気がたまりやすいため、細棒で布を押して部分的に空気を抜く作業を加える。
- (6) 藍液を注ぎ、注染台（強制吸引機）で空気を抜く工程を繰り返す。その際、布を上下に置き換え、濃い色に染める場合は、藍液を注ぐ回数を増やすなど調整する。



5 水洗い

- (1) 水洗槽で布を水洗いする。
- (2) 2日程度布を陰干しする。



6 後処理

- (1) 木灰汁に30分間布を浸ける。
- (2) 40度の湯に30分間布を浸ける。
- (3) すすぐ。
- (4) 色落ちや染料のスレを防止するため、臭汁^{くじゅう}（大豆汁）に浸ける。
- (5) 陰干しし、乾燥させる。
- (6) 地巻仕上げを行う。

意見書

注染は明治時代初期に始まる中形を用いる糊防染法の一つで、折り付け式の型糊付けで糊置き後、竇の子の台上に当て布に挟んで置き、上から注ぎ染める方法である。生地を表裏両面を染める注染の作品は98cmごとに模様が反転し、繰り返し連続する白と藍色の鮮やかな対比や段落ちの豊かさが特徴である。

古庄紀治の藍建ては、助剤である糖質、アルカリ剤に化学薬品を使わず緩衝性のある木灰汁、貝灰、石灰、糖蜜、強力粉を使用する伝統的な自然発酵建てであり、注染に適した藍建てと注染に応用する県内唯一の紺屋である。

多様な染色界にあつて、徳島の伝統工芸である藍染の伝統を保存・継承する古庄紀治の工芸技術は貴重である。

徳島市教育委員会
教育長 石井 博



徳島県指定無形文化財指定申請書

一 種別及び名称

無形文化財（工芸技術） 阿波藍の注染

二 保持者等の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

古庄 紀治 徳島市佐古七番町九番十二号

三 創始及び沿革

注染は明治時代初期に始まる中形を用いる糊防染法の一つで、折り付け式の型糊付けで糊置き後、簀の子の台上に当て布に挟んで置き、上から染液を注ぎ染める方法である。

古庄紀治は徳島県指定無形文化財「純正藍の注染」の保持者であった故古庄理一郎の技術を受け継ぐ紺屋古庄の六代目である。昭和四十八年、染色工に従事し始め、かつて全国に隆盛を極めた阿波藍の自然発酵建ての再興を目指すとともに、注染への応用、絹染めの技法を再興させた。「阿波藍の注染」は徳島市指定無形文化財（平成二十一年三月二十五日付け指定）。

四 現況

紺屋の仕事として、阿波藍の伝統的な発酵建てによる絞り染め、型染め、絹の藍染めを手がけている。注染は週一日置きに行う一日がかりの仕事であり、生地を表裏両面を染め、九八四ごとに模様が反転し、繰り返して連続する白と藍色の鮮やかな対比や段落ちの豊かさが古庄藍の特徴である。また、年間を通して型紙彫りにも取り組む。

長年にわたり所属する徳島県藍染研究会では染色技術の研修を通じて徳島の藍染界をリードする人材の養成、また、小松島西高校では藍染の後進者の指導に努めている。

五 用具の概要

(一) 藍発酵建てに使用する設備・用具類

① 鉄製釜

立方形の鉄製釜で縦九一×横九一×高九一㎝、縦一〇〇×横一〇〇×高一〇〇㎝の二種類、いずれも底部に染液を三〇度に保温するための電熱器を据える空間がある。

② 藍染攪拌棒

染、木灰汁、石灰、貝灰、糖蜜、強力粉をかき混ぜる木製の櫂、棒の先端に平板が付く。

(二) 防染糊調整及び糊置きに使用する設備・用具類

① 糊鉢

粉末状のふのりを水で溶く容器。

② 攪拌機

ふのり、DHS、ベントナイトを混ぜる攪拌機。

③ 糊置台（板場）

幅四〇×長一一〇㎝の糊置きができる中形を固定する台。

④ 型枠

幅四八×長一一五㎝の型紙をとめる木製枠。

⑤ 型紙

幅四八×長一一〇㎝の染紙又はポリエステル製。

⑥ べら

中形の寸法に合わせた幅四五㎝の糊置き用の角べらで、型紙の模様によって天然ゴム製と化学ゴム製を使い分ける。

三 注染に使用する設備・用具類

① 注染台 (ツボンダ・バキエーム装置付)

幅六二×長一一五×高七五㎝の鉄製の台を2台接続し、染液を注ぎ染める簀の子の台で、真空タンク・ブローアを使いエア吸引し藍色の発色を促す。

② 土手

鉄製アングルにビニールを取り付け、糊置きした生地を四方を囲む仕切り。

③ 砂袋

一〜二匹の砂袋で押さえることにより布と布の空気を外へ出し密着をよくする。

④ 注染用ドビン

ポリエステル製の水差しで、鉄製釜の染液を汲み取り生地に注ぐ。

四 水洗に使用する設備類

① 水洗槽 (洗い場)

幅八八×長四三四×深三五〜四七㎝のコンクリート製の水槽で、排水のため底面は傾斜させている。

② 水洗機

手洗いと併用して、電動機械式の水洗機を使用。

六 申請の事由

江戸時代から明治時代にかけて阿波藍の生産地として全国を席卷した徳島には、今も伝統的な技術による染づくりと藍建てが継承されている。古庄紀治は阿波藍に含まれる染料化できる酵素を利用して、注染に適した藍建てと注染を行う県内唯一の紺屋であり、徳島の伝統工芸である藍染の振興に取り組む技術保持者である。

七 保存の方法

古庄染工場において、伝統技術の保存と後継者養成に努めている。

八 その他参考になるべき事項

特になし

右のものを、徳島県指定無形文化財に指定して下さるようお願いいたします。

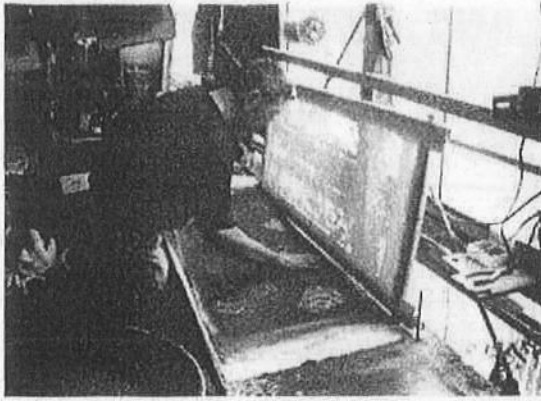
平成三十年一月二十四日

徳島市佐古七番町九番十二号

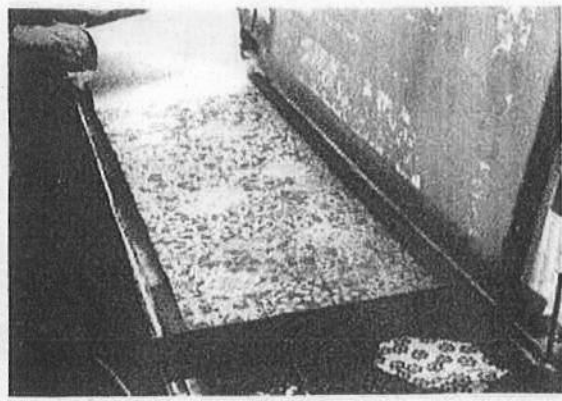
古庄



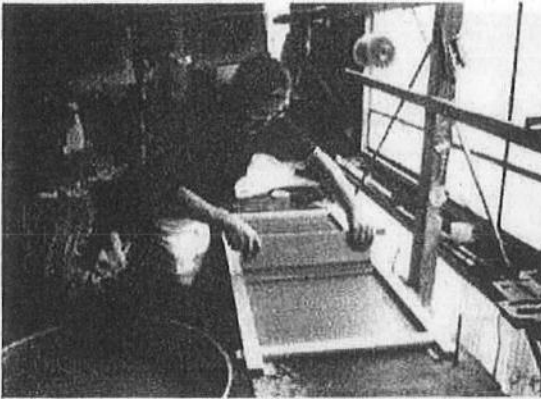
徳島県教育委員会 殿



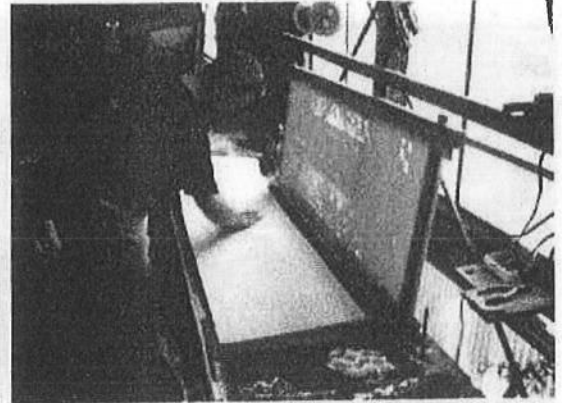
1 当て布



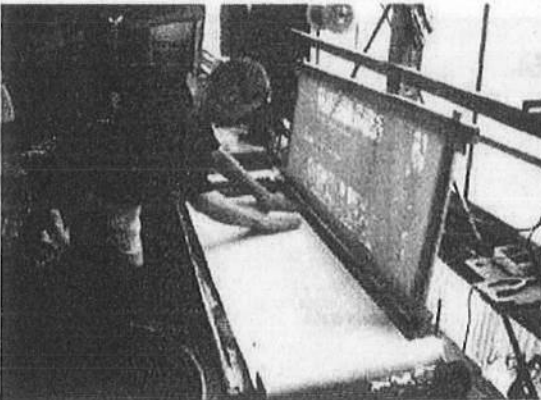
5 糊置き



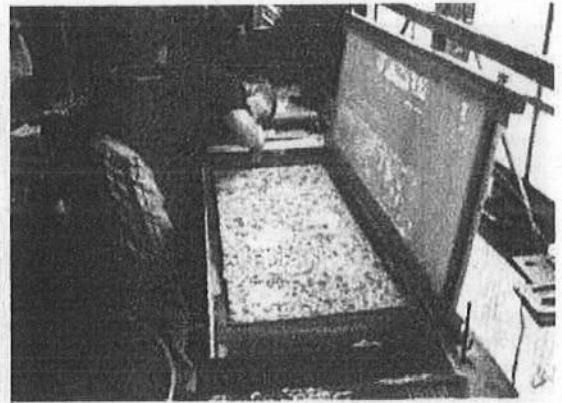
2 当て布 糊置き



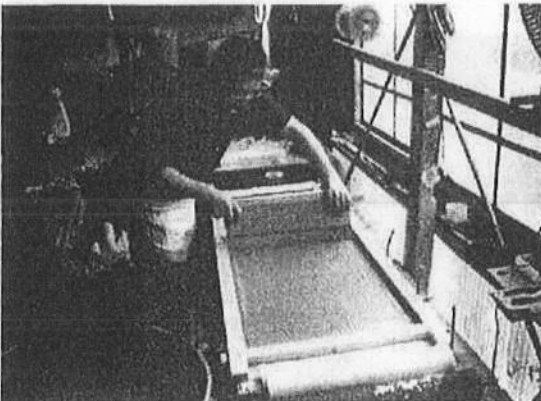
6 生地折り返し



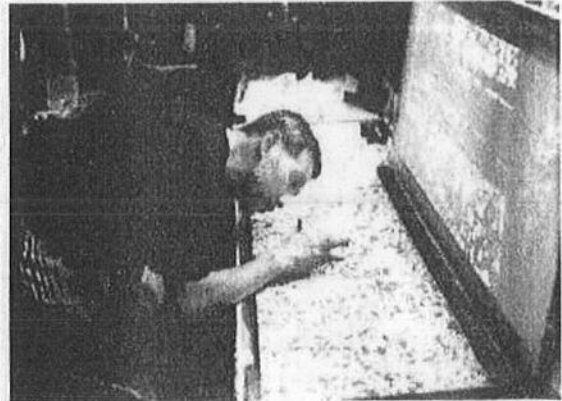
3 染め生地



7 糊置き折り返し部補整

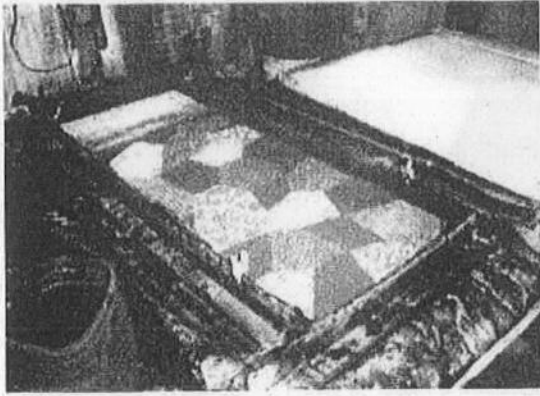


4 生地 糊置き

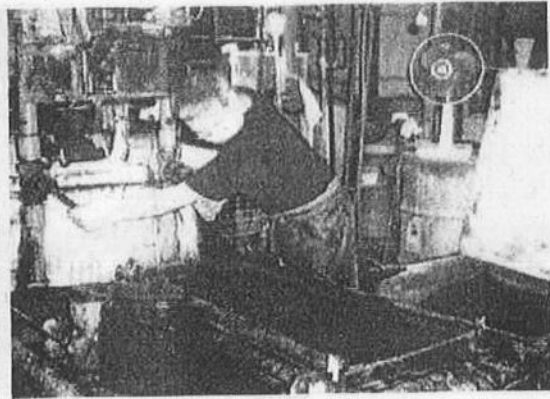


8 糊置き補整

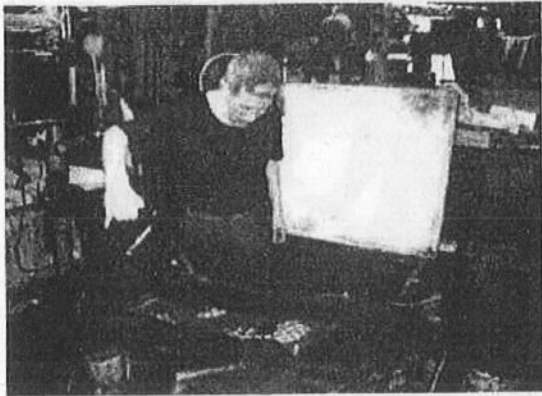
注染作業工程



9 ツボンダ注染前



13 エアー吸引



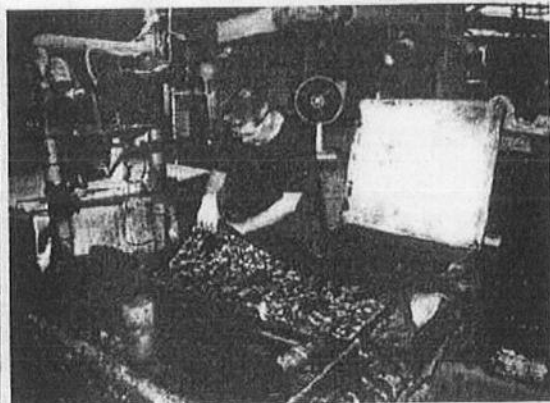
10 注染 部分注ぎ



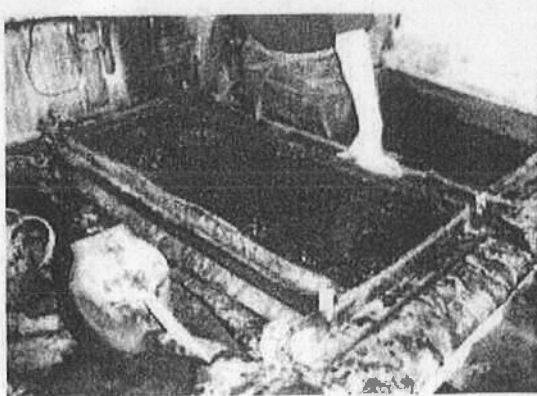
14 生地表裏置換



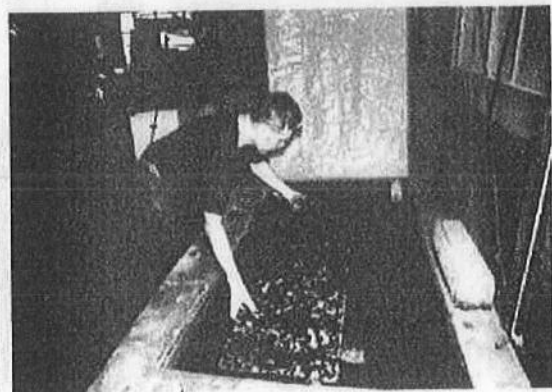
11 注染 全体注ぎ



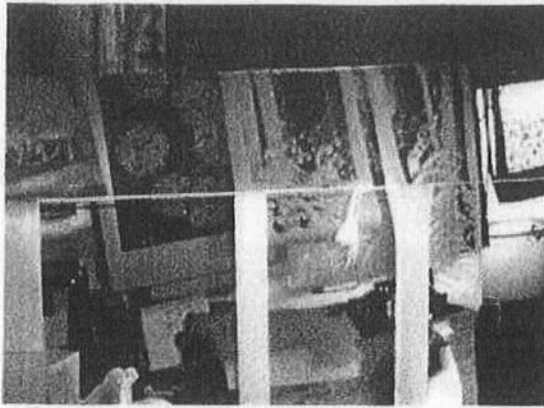
15 注染終了



12 注染 浸染状態



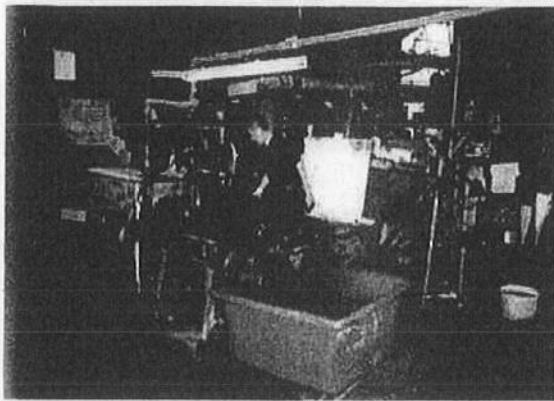
16 水洗



型紙 渋紙・ポリエステル



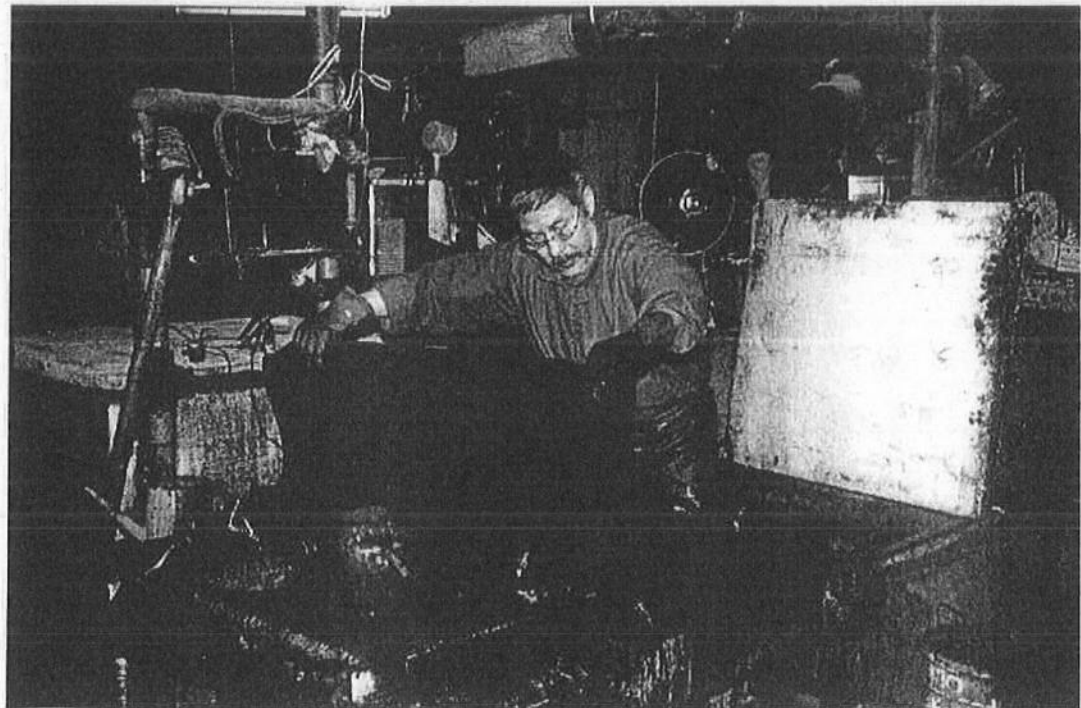
注染浴衣



注染作業場



折り返し部



古庄紀治

